

事業承継税制の特例の主な取消事由

○：要件を満たす必要がある　－：要件を満たす必要がない

適用を受けた後の5年間

適用要件			猶予が取消となる事由	事業 継続期間	事業継続期 間経過後	切替確認 申請時※4
後継者の要件	1	後継者が代表者であること	代表者をやめる	○	－	○
	2	後継者および同族関係者で50%超の議決権を有すること	同族で過半数以下に	○	－	○
	3	後継者が同族関係者のうち筆頭株主であること	筆頭株主でなくなる	○	－	○
	4	後継者以外の者が黄金株※1を保有しないこと	後継者以外に拒否権株式	○	－	○
	5	後継者が特例適用株式等を譲渡又は贈与していないこと (株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合を除く)	特例株式の譲渡・贈与	○	○※2	－
会社の要件	1	従業員数が1人以上いること（一定の場合には5人以上）	従業員がゼロ	－	－	○
	2	雇用の平均8割維持要件を満たしていること	従業員5年平均で8割未満	○	－	－
	3	対象会社が上場会社等に該当しないこと	上場会社	○	－	△※3
	4	対象会社又は特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと	風俗営業会社	○	－	○
	5	対象会社が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないこと (一定の事業実態がある場合を除く)	資産管理会社	○	○	○
	6	総収入金額が0を超えること	総収入金額0	○	○	○
	7	対象会社が分割型分割をしていないこと	分割型分割の分割法人	○	○※2	－
	8	対象会社が組織変更をしていないこと (株式等以外の財産の交付があった場合のみに限定)	金銭交付組織再編	○	○※2	－
	9	対象会社が減資等をしていないこと（欠損填補を除く）	減資	○	○	－
	10	対象会社が解散していないこと	解散	○	○	－
	11	対象会社が合併等により消滅していないこと（一定の適格合併を除く）	合併による消滅	○	○※2	－
	12	対象会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となっていないこと（一定の適格株式交換等を除く）	株式交換による子会社化	○	○※2	－
	13	特例適用株式の議決権を制限ある株式に変更していないこと	議決権の制限	○	－	－
	14	年次報告書と継続届出書を提出していること	提出もれ	○	○	－

※1：種類株式のこと　※2：要件を満たさない場合、その部分に対応する猶予税額の一部と利子税を納付　※3：贈与者が贈与税申告期限の翌日から5年を経過する日翌日以後に死亡した場合には、この要件は不要　※4：例.贈与税の納税猶予を受けていた先が、先代経営者に相続発生し、相続税の納税猶予に切り替える時